A.D.W. SINCE 1886 GROUP

第 2 期

定時株主総会
招集ご通知

書面またはインターネット等
による議決権行使期限
2022年３月24日（木曜日）
午後５時まで

日時 2022年３月25日（金曜日）午前10時
（受付開始　午前９時30分）

場所 東京都港区新橋六丁目17番21号
住友不動産御成門駅前ビル１階
ベルサール御成門駅前
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の継続及び内容改定の件

目　次

■第２期定時株主総会招集ご通知 …… 1
■株主総会参考書類 …… 7
（添付書類）
■事業報告 ……30
■連結計算書類 ……57
■計算書類 ……59
■監査報告書 ……61

株式会社 ADワークスグループ
証券コード：2982

証券コード　2982
2022年３月９日

株　主　各　位

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号
株式会社ＡＤワークスグループ
代表取締役社長CEO 田　中　秀　夫

第２期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第２期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って2022年３月24日（木曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１.日　　時　2022年３月25日（金曜日）午前10時（受付開始９時30分）
２.場　　所　東京都港区新橋六丁目17番21号
住友不動産御成門駅前ビル１階　ベルサール御成門駅前
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３.会議の目的事項
報 告 事 項　１.第２期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２.第２期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の継続及び内容改定の件

以　上

議決権行使その他招集に関する事項等について

(1) 行使方法について

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、議決権行使書用紙を郵送する方法、インターネット等による方法の３つがございますので、いずれかの方法をご選択ください。詳しくは４頁～６頁をご覧ください。

(2) 重複行使された場合の取り扱いについて

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
またインターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(4) インターネットによる開示について

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から⑤までの事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（https://www.adwg.co.jp/ir/library/index.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」　③連結計算書類の「連結注記表」
④計算書類の「株主資本等変動計算書」　⑤計算書類の「個別注記表」

(5) 当日のご出席について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(6) 書類等の修正について

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（https://www.adwg.co.jp/ir/library/index.html）に掲載させていただきます。

以　上

（必ずお読みください）新型コロナウイルス感染予防対応につきまして

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大防止のため、企業及び個人に対し、感染予防の対策を講じることが求められております。本株主総会における当社の対応について、以下にご案内いたしますとともに、株主様におかれましては何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜株主様へのお願い＞

・感染拡大防止の観点に鑑み、本株主総会につきましては、株主様ご自身の健康と安全を考慮し、できるだけ当日の来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使のご活用をお願いいたします。本株主総会の模様は、事後となりますが動画配信を予定しておりますので、ご視聴いただくことが可能です（ご出席いただけない株主様にもご覧いただけます）。詳細は折り込みの別紙をご参照ください。

・本株主総会の会場における株主様用の座席は、株主様同士の距離を充分に取ってご着席いただけるよう、実質座席数を大幅に削減して会場設計をいたしております。そのため、当日ご来場いただいても、ご入場をお断りする場合もございますので、予めご了承ください。

・書面またはインターネット等による事前の議決権行使は、４頁～６頁に紹介しております。

＜当日の当社対応＞

・役員、スタッフともにマスク着用で対応させていただきます。
・受付をはじめ、会場内にアルコール消毒液等を設置いたします。
・ご来場された株主様の体温を、サーモグラフィーにより確認させていただきます。
・株主総会の円滑な進行に努め、開催時間の短縮を図ります。

＜ご来場の際のご注意＞

・ご入場の際はマスクを着用の上、アルコールによる手指消毒にご協力ください。
・ご来場いただいた株主様で、発熱、頻繁な咳などの症状が見受けられた場合、スタッフの判断により、ご入場をお断りする場合もございますので、予めご了承ください。

※今後の状況により、上記対応を含む株主総会の運営方法を変更する場合がございます。大きな変更が生ずる場合は、以下のインターネット上の当社ホームページにてお知らせいたしますので、ご来場前にご確認くださいますようお願いいたします。
https://www.adwg.co.jp/ir/library/index.html

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の３つの方法がございます。



■ 株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時　**2022年３月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。



■ 郵送による議決権行使

行使期限　**2022年３月24日（木曜日）午後５時まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご郵送ください。



■ インターネット等による議決権行使

行使期限　**2022年３月24日（木曜日）午後５時まで**

インターネット等による議決権行使に際しましては、次頁以降に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。



スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、**１回に限り**「ログインID」「仮パスワード」の**入力が不要**になりました！

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル：**0120-173-027**（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様は、「議決権電子行使プラットフォーム」もご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

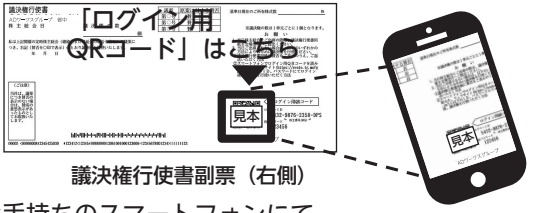
議決権行使期限
2022年３月24日（木曜日）
午後５時まで

スマートフォンの場合　QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

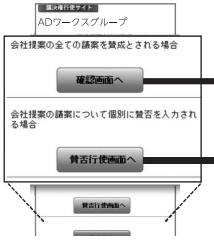
1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

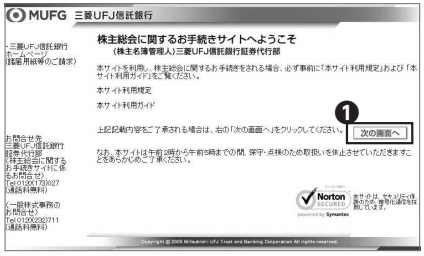
画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は、
次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

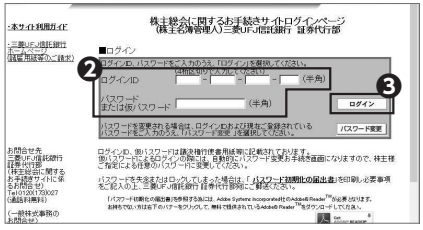
1 議決権行使サイトへアクセスする



「議決権行使サイト」トップページ

❶「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

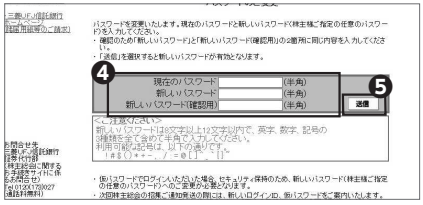


「ログインID、仮パスワード」入力画面

❷お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

❸「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



❹現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意願います。

❺「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

■ **議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について**

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されます。これに備えるため、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜削　除＞

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変　更　案
＜新　設＞	（電子提供措置等） 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
＜新　設＞	（附則） （電子提供措置等に関する経過措置） 1．現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から６ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
1	 **再任** 田中（たなか）　秀夫（ひでお） 1950年２月７日生	1973年４月　西武不動産㈱ 入社 1991年７月　田中不動産事務所 開業 1992年10月　㈱ハウスポート西洋（現 みずほ不動産販売㈱）入社 1993年３月　㈱エー・ディー・ワークス 取締役 1995年２月　同社 代表取締役社長（現任） 2020年４月　当社 代表取締役社長CEO（現任） （重要な兼職の状況） ㈱エー・ディー・ワークス 代表取締役社長 ㈱エー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 ㈱エー・ディー・デザインビルド 代表取締役会長 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman	4,057,545株
	〔取締役の候補者とした理由〕 単独株式移転により当社を設立した会社である㈱エー・ディー・ワークスの不動産事業をスタートアップ段階から牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。代表取締役社長としての豊富な経営経験と不動産事業に対する高い見識は、当社グループの企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
2	 **再任** 細谷 佳津年（ほそや かつとし） 1965年12月16日生	1990年４月　国際興業㈱ 入社 2002年９月　㈱ギャガ・コミュニケーションズ（現 ギャガ㈱）　入社 2003年６月　生駒シービー・リチャードエリス㈱（現 シービーアールイー㈱）　入社 2005年４月　同社 経営管理部ジェネラルマネージャー 2006年４月　同社 財務経理部部長 2009年９月　㈱エー・ディー・ワークス 管理部長 2010年４月　同社 執行役員 最高財務責任者CFO 兼 経営管理部長 2011年６月　同社 取締役 最高財務責任者CFO 兼 経営管理部長 2014年６月　同社 常務取締役CFO 兼 経営管理部長 2016年１月　同社 常務取締役CFO 2018年７月　同社 常務取締役CFO 兼 エクイティ・アドバイザリー室長 2020年４月　同社 常務取締役CFO 2020年４月　当社 常務取締役CFO（現任） 2021年１月　㈱エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） ㈱エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 ㈱エー・ディー・パートナーズ 取締役 ㈱エー・ディー・デザインビルド 取締役 ㈱エンジェル・トーチ 代表取締役社長 ㈱ジュピター・ファンディング 代表取締役社長 A.D.Works USA,Inc. Director CFO, Secretary ADW Management USA,Inc. Director CFO, Secretary	211,077株
	〔取締役の候補者とした理由〕 公開企業・外資系企業を含むスタッフ部門における豊富な実務経験とコーポレート・ガバナンスに対する高い見識を有しております。CFOとして、財務戦略の立案遂行を通じて当社グループの成長に寄与した実績を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
生年月日</th><th>略歴、地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>候補者の有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>

再任
木村　光男（きむら　みつお）

1957年10月６日生</td><td>1982年４月　住友信託銀行㈱（現 三井住友信託銀行㈱）入社
2005年６月　同社 本店不動産営業部部長（大阪）
2007年６月　同社 不動産営業部長
2009年５月　同社 理事 不動産総合コンサルティング部長
2011年４月　同社 理事 本店支配人
2011年９月　住信不動産投資顧問㈱（現 三井住友トラスト不動産投資顧問㈱） 代表取締役社長
2014年６月　三井住友トラスト不動産㈱ 取締役 常務執行役員
2018年４月　㈱エー・ディー・ワークス 上席執行役員 アセット・ソリューション事業本部長
2018年６月　同社 常務取締役 アセット・ソリューション事業本部長
2019年４月　同社 常務取締役 賃貸不動産事業部長
2020年４月　同社 常務取締役
2020年４月　当社 常務取締役（現任）
2021年１月　㈱エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員（現任）

（重要な兼職の状況）
㈱エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員
ＪＭＲアセットマネジメント㈱ 代表取締役社長
㈱エー・ディー・パートナーズ 取締役
㈱エー・ディー・デザインビルド 取締役</td><td>81,959株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役の候補者とした理由〕
大手信託銀行グループでの豊富な実務経験及び経営経験があり、金融・不動産業界に対する高い見識を有しております。当社グループの更なる事業の拡大・強化を推進し、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
4	 **再任** 金子 幸司（かねこ こうじ） 1965年10月23日生	1988年４月　伊藤忠商事㈱ 入社 2001年６月　KPMGビジネスアドバイザリーLLC 入社 2002年２月　大木建設㈱ 新規事業部部長 2004年６月　㈱ファンドクリエーション 入社 2004年10月　㈱ファンドクリエーション不動産投信 代表取締役社長 2010年９月　大東建託㈱ 経営戦略室 部長 2013年３月　㈱エー・ディー・ワークス 執行役員 海外事業準備室長 2013年９月　同社 執行役員 海外事業部長 2015年７月　同社 上席執行役員 海外事業部長 2018年６月　同社 取締役 上席執行役員 海外事業部長 2019年４月　同社 取締役 上席執行役員 海外事業本部長 2020年４月　当社 取締役 上席執行役員 2020年10月　㈱エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 海外事業本部本部長 兼 金融商品開発部部長（現任） 2021年１月　当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 海外事業本部本部長 兼 金融商品開発部部長 A.D.Works USA,Inc. Director CEO, President ADW Management USA,Inc. Director ＪＭＲアセットマネジメント㈱ 取締役	44,734株
	〔取締役の候補者とした理由〕 ㈱エー・ディー・ワークスにおいて米国収益不動産販売事業の立上げを行い、当社グループにおける中核事業に成長させた実績を持っております。また、上場ＲＥＩＴの資産運用会社での経営経験も有しております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
5	 **再任** 鈴木（すずき） 俊也（としや） 1964年11月９日生	1989年４月　㈱リクルートコスモス（現 ㈱コスモスイニシア） 入社 2008年１月　同社 AM事業部法人営業部部長 2009年11月　同社 仲介事業部部長 2011年４月　同社 ソリューション事業部部長 2013年10月　同社 ソリューション事業部部長 兼 投資不動産企画開発部部長 2014年10月　同社 賃貸事業部オーナーシップ部部長 2015年10月　㈱エー・ディー・ワークス 執行役員 事業企画室長 2017年４月　同社 執行役員 事業企画本部長 2018年６月　同社 取締役 執行役員 事業企画本部長 2018年７月　同社 取締役 執行役員 事業企画本部長 兼 クライアント・リレーションズ部長 2019年４月　同社 取締役 執行役員 投資不動産事業本部長 2019年６月　同社 取締役 上席執行役員 投資不動産事業本部長 2020年４月　同社 取締役 上席執行役員 投資不動産事業本部本部長 2020年４月　当社 取締役 上席執行役員 2021年１月　当社 取締役（現任） 2021年１月　㈱エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 投資不動産事業本部本部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 投資不動産事業本部本部長 ＪＭＲアセットマネジメント㈱ 取締役	55,459株
	〔取締役の候補者とした理由〕 大手不動産会社において法人等の仲介・賃貸、開発などの不動産事業の豊富な経験を有しており、また、㈱エー・ディー・ワークスにおいても収益不動産の賃貸、開発、販売事業にて優れた実績をあげております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
6	 **新任** 松本（まつもと） 英晴（ひではる） 1960年2月1日生	1983年 4 月　住友生命保険相互会社 入社 2009年 3 月　同社 不動産部長 2012年 4 月　同社 執行役員 兼 人事部長 2014年 4 月　同社 上席執行役員 兼 コンプライアンス統括部長 2015年 7 月　同社 執行役常務 2019年 4 月　同社 執行役専務 2021年 4 月　同社 常任顧問 2021年 7 月　同社 特別顧問（現任） 当社 専務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） ㈱エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 事業法務部門部門長 兼 人材開発部門部門長 ㈱エー・ディー・デザインビルド 代表取締役社長 ㈱澄川工務店 代表取締役社長 住友生命保険相互会社 特別顧問	－株
	〔取締役の候補者とした理由〕 大手生命保険会社において豊富な実務経験、機関投資家としての幅広い経験があり、金融業界、コンプライアンス、SDGs経営に対する高い知見を有しております。こうした知見をもとに、当社グループの更なる事業の拡大・強化を推進し、当社グループの企業価値向上に資するものと期待し、取締役候補者としました。		

（注）1　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2　当社は、各候補者を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております（契約の内容の概要は以下のとおりです）。1年毎に更新しており、期間満了後も会社法上の所定の手続きを経て更新する予定としております。
・填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
・保険料は全額当社が負担しております。
3　各候補者の有する当社の株式数は、2022年1月1日現在の株式数を記載しております。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
1	 **再任** **社外** **独立** せきやま　まもる 関山　護 1949年８月14日生	1974年４月　丸紅㈱ 入社 2001年４月　同社 ユーティリティ・インフラ部門長代行 兼 海外電力事業部長 2002年４月　同社 執行役員 ユーティリティ・インフラ部門長 2005年４月　同社 常務執行役員 2006年６月　同社 代表取締役常務執行役員 2007年４月　同社 代表取締役専務執行役員 2009年４月　同社 代表取締役副社長執行役員 2013年４月　同社 副会長 2015年４月　同社 顧問 2015年４月　丸紅パワーシステムズ㈱ 会長 2016年５月　一般財団法人フィリピン協会 会長（現任） 2017年６月　アステラス製薬㈱ 社外取締役（現任） 2020年４月　当社 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） アステラス製薬㈱ 社外取締役 一般財団法人フィリピン協会 会長	－株
	〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割〕 企業経営者及び社外取締役として培われた豊富な経験、国際経験、幅広い知見を有しております。当社においても経営への適切な監視、監督により、取締役会の監督機能の強化に期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
2	 **再任** **社外** **独立** 田名網（たなあみ） 尚（ひさし） 1954年９月11日生	1978年４月 千代田生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険㈱） 入社 2001年２月 松井証券㈱ 入社 2002年６月 同社 取締役 2004年２月 同社 常務取締役 2005年６月 マネックス・ビーンズ証券㈱（現 マネックス証券㈱） 監査役 2005年６月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス㈱（現 マネックスグループ㈱） 常勤監査役 2007年６月 マネックス証券㈱ 取締役 2007年６月 マネックスグループ㈱ 取締役 2008年４月 法政大学 理工学部 兼任講師（現任） 2011年２月 マネックス証券㈱ 代表取締役副社長 2013年６月 マネックスグループ㈱ 執行役 2017年４月 マネックス証券㈱ 取締役副会長 2019年12月 カタリスト投資顧問㈱ 監査役（現任） 2020年１月 トビラシステムズ㈱ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年４月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年６月 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事（現任） （重要な兼職の状況） カタリスト投資顧問㈱ 監査役 トビラシステムズ㈱ 社外取締役（監査等委員） 法政大学 理工学部 兼任講師 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事	－株
	〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割〕 企業経営者及び証券会社における投資銀行業務等を通じて培われた豊富な経験、コーポレート・ガバナンスに対する高い知見を有しております。当社においても経営への適切な監視、監督により、取締役会の監督機能の強化に期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
3	 **再任** **社外** **独立** 粟井 佐知子（あわい さちこ） 1957年５月21日生	1984年７月　米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所 1991年１月　エスティ・ローダー㈱（現 ELCジャパン㈱）入社 1997年３月　日本ロレアル㈱ 入社 2004年11月　ゲラン㈱（LVJグループ）入社 2012年５月　㈱fitfit 入社 2013年５月　ラ・プレリージャパン㈱ 代表取締役社長 2019年１月　㈱ニューポート INCOCO事業部 General Manager 2019年１月　㈱ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問（現任） 2019年６月　㈱エー・ディー・ワークス 社外取締役（監査等委員） 2020年４月　当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年６月　インフォコム㈱ 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問 インフォコム㈱ 社外取締役	－株
	〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割〕 グローバル企業の日本支社での代表取締役の経験や、長年にわたる外資系ブランドでの豊富なマーケティング業務の経験を有しております。当社においても経営への適切な監視、監督により、取締役会の監督機能の強化に期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
4	 **新任** **社外** **独立** 小池（こいけ）　藍（あい） 1985年４月21日生	2010年４月　㈱博報堂 入社 2012年５月　アドバンテッジパートナーズ投資事業有限責任組合 入社 2015年11月　あすかホールディングス㈱ 入社 2019年12月　The Breakthrough Partners GO FUND 有限責任事業組合（現 THE CREATIVE FUND 有限責任事業組合）設立 代表パートナー（現任） 2021年４月　京都芸術大学 芸術学部 専任講師（現任） 2021年９月　三重県 みえDXセンター みえDXアドバイザー（現任） 2021年12月　文化庁 文化審議会文化経済部会 臨時委員（現任） （重要な兼職の状況） THE CREATIVE FUND 有限責任事業組合 代表パートナー 京都芸術大学 芸術学部 専任講師 三重県 みえDXセンター みえDXアドバイザー 文化庁 文化審議会文化経済部会 臨時委員	－株
	〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割〕 プライベートエクイティ投資や投資先の経営改善の助言などの経験を有しており、当社グループに対して投資家としての目線での助言、経営への適切な監視・監督により、取締役会の監督機能の強化に期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

（注）１　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２　各候補者は、全て社外取締役候補者であります。
３　当社は、関山氏、田名網氏及び粟井氏を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、また、本総会において小池氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏も同契約の被保険者に含まれることとなります（契約の内容の概要は以下のとおりです）。１年毎に更新しており、期間満了後も会社法上の所定の手続きを経て更新する予定としております。
・填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
・保険料は全額当社が負担しております。
４　当社は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、関山氏、田名網氏及び粟井氏との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める金額を限度としております。本総会において上記各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、小池氏については、本総会において同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

5　当社は、株式会社東京証券取引所に対し、関山氏、田名網氏及び粟井氏を独立役員として届け出ており、本総会において各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、小池氏については、本総会において同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定です。
6　関山氏、田名網氏及び粟井氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。また、粟井氏は、過去に当社子会社である㈱エー・ディー・ワークスの社外取締役（監査等委員）であったことがあります。
7　小池 藍氏の戸籍上の氏名は、淵 藍であります。
8　各候補者の有する当社の株式数は、2022年１月１日現在の株式数を記載しております。

(ご参考)

ＡＤワークスグループ取締役会機能マトリックス

第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認された場合の当社の取締役会機能マトリックスは以下のとおりとなります。

知見：本質的な理解を伴った知識、見識：知見をベースとした主張・考え

○水準：当該テーマについて社内外で講演受託可能なレベル

	社外取締役					社内業務執行取締役全体	取締役会全体
	関山護	田名網尚	粟井佐知子	小池藍	社外取締役全体		
機能分類１（社外取締役選任要件）：監督機能を果たすための適性（スキル、経験値等）							
①コーポレートガバナンス・リスクマネジメントに関する事項							
コーポレートガバナンスに対する見識	○	○	○		○	○	○
リスクマネジメント（評価とアサーション）に関する経験または見識	○	○			○	○	○
スチュワードシップコード、対話ガイドラインに関する見識		○			○	○	○
債権者・株主と経営者の利益相反事項に関する見識、関連当事者間取引に関する見識		○			○	○	○
内部統制システムの構築、評価に関する経験または見識	○	○			○	○	○
情報セキュリティの構築、評価に関する経験または見識		○			○		○
②コンプライアンスに関する事項							
会社法に関する知見	○	○			○	○	○
金融商品取引法に関する知見		○			○	○	○
ディスクロージャー、取引所規則に対する知見		○			○	○	○
グローバルローに関する知見	○				○	○	○
会計基準・会計監査に関する知見		○			○	○	○
事業領域関係法令に関する知見	○				○	○	○

	社外取締役					社内業務執行取締役全体	取締役会全体
	関山護	田名網尚	粟井佐知子	小池藍	社外取締役全体		
機能分類2（社外取締役選任要件）：企業価値向上に資する機能（スキル、経験値等）							
①企業経営に関する経験値・ノウハウに関する事項							
複数の企業における経営陣幹部としての経験と経営に関する見識		○	○	○	○	○	○
公開企業における取締役経験と経営に関する見識	○	○	○		○		○
経営資源の配分（主にビジネスポートフォリオの決定）に関する成功実績	○		○	○	○	○	○
多様な企業に対する経営コンサルティング実績				○	○		○
②企業・事業に対する投資に関する経験値・ノウハウに関する事項　※Board3.0対象項目							
投資家（PEファンド、VC、ファンドマネージャー等）としての実績		○		○	○		○
起業の成功実績、新規事業の立ち上げ成功実績	○			○	○	○	○
M&A、PMIに関する成功実績	○	○		○	○	○	○
企業価値評価に関する実務経験、見識	○			○	○		○
③人材政策、資金調達に関する経験値・ノウハウに関する事項							
多様性に関する見識			○	○	○		○
多様な働き方・人事制度設計に関する成功実績、見識		○			○		○
多様な資本政策、株式政策、資金調達に関する成功実績、見識	○			○	○	○	○
機能分類3（業務執行取締役を含む取締役選任要件）：企業価値向上に資する機能（スキル、経験値等）							
企業のサステナビリティ・ESG投資、SDGs、TCFD等に対する見識	○	○			○	○	○
DX戦略、AI等に関する知見		○		○	○		○
デジタルを含むマーケティング戦略に関する知見			○	○	○		○
不動産ビジネスに関する実績・経験・見識	○				○	○	○
富裕層ビジネスに関する実績・経験・見識			○		○	○	○
その他のビジネスに関する実績・経験・見識	○	○	○	○	○	○	○
組織マネジメントに関する実績・経験・見識	○	○	○		○	○	○
グローバルビジネスネットワーク	○		○	○	○	○	○

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の継続及び内容改定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除きます。）及び株式会社エー・ディー・ワークス（以下「ＡＤＷ」といいます。）の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除きます。）並びにＡＤＷ以外の当社子会社の代表取締役を対象とした役員株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、2021年３月26日開催の第1期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本制度を導入いたしました。なお、対象となる子会社は、当社子会社のうち、国内に本店が所在し、かつ、同社の株主総会において代表取締役に対する本制度にかかる株式報酬等の額及び内容決定の決議がなされることの条件を満たした会社としております。

今般、2022年８月に本制度に基づき設定していた信託が終了いたしますので、2022年度以降についても、本制度の内容を当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除きます。）及びＡＤＷを含めた当社子会社（以下「対象子会社」といい、当社と併せて以下「対象会社」といいます。）の代表取締役（国外居住者を除きます。以下併せて「取締役等」といいます。）に変更する等、一部改定のうえ継続させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、2021年３月26日開催の第１期定時株主総会でご承認をいただいた当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬額とは別枠でのご承認をお願いするものであります。

本制度は、26頁記載の当社取締役会において定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであって、本制度の継続により、取締役等が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えており、本制度の継続は相当であると考えております。

なお、第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象者となる当社の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）６名となります。また本制度の対象となる対象子会社の取締役等の員数は、１名となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

取締役等が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けるという目的に鑑み、本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定いたしたく存じます。改定後の内容は次のとおりです。

(1)本制度の概要

各対象会社が拠出する取締役報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社が設定した信託により当社株式が取得され、信託期間（2022年５月18日から2025年５月31日までの約３年間を予定。以下同じ。）中の各事業年度に各対象会社の取締役会の決議を受けて、役位ごとに定められる一定額に相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役等に交付及び給付（以下「交付等」といいます。）するとともに、信託の終了時に残余株式を換価した換価処分金相当額の金銭及び信託内の当社株式に係る配当金の残余につき、信託費用準備金を超過する部分を取締役等に給付する株式報酬制度です。なお、３年後の定時株主総会において、信託の継続に関する議案が付議され、承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間及び信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、本制度を継続することがあります。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。） ・対象子会社の代表取締役（国外居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限	・信託期間中に拠出する金員の上限は、合計3.1億円
信託から取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法	・信託期間中に取締役等に交付される当社株式等の総数の上限は224万株であり、発行済株式の総数（2021年12月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約4.8% ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない。
③取締役等に対する当社株式等の交付等の時期及び譲渡制限期間	・毎年１月。また、本制度を通じて取締役等に交付される当社株式について、交付時から３年間の譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）を設定する。

(2)本信託に拠出される信託合計額及び本信託における取得株式の合計株数の上限

当社は、合計3.1億円を上限とする金員を、信託期間中の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託を設定します（以下「本信託」といいます。）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から信託期間中の上限株数を224万株として取得します。なお、対象子会社の取締役等に対して交付された当社株式等に相当する金銭については、当該対象子会社から当社に対して、事後的に支払われることになります。

(3)取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法と上限

2022年から2024年までの毎年３月の各対象会社の取締役会において、取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数を算定する基礎となる金額（以下「交付株式数算定基礎額」といいます。）を決議します。交付株式数算定基礎額の合計額の上限は、１年につき3.0億円とします。

毎年３月の各対象会社の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額に各取締役等の配分比率（※1）を乗じて各取締役等に配分する交付株式数算定基礎額を算定し、以下の算定式に従って算出される当社株式等を当該取締役等に対して交付等を行う当社株式等の数とします。

＜交付等を行う当社株式等の算定式＞

（各取締役等に配分された交付株式数算定基礎額－換価処分金相当額（※2））
÷基準株価（※3）

※1 各取締役等の配分比率は、下表に定める各取締役等の役位ウェイトを全取締役等の役位ウェイト合計で除することによって算出されます。なお、当社の取締役と対象子会社の代表取締役を兼務している者については、役位ウェイトの高い方の数字を用いて算出します。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	20
使用人兼務取締役	12
その他の取締役	15
対象子会社の代表取締役	12

※2 各取締役等に配分された交付株式数算定基礎額を12月１日（同日が営業日でない場合には翌営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値で除して算出される値の50%（単元未満株式は切り捨て）に相当する当社株式数を株式市場で売却した際の売却代金

※3 12月末日（同日が営業日でない場合には直前の営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値

本制度により、取締役等に交付される当社株式の合計数の上限は、信託期間を通じて224万株とします。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、取締役等に交付される当社株式の合計数の上限を調整します。

(4)取締役等に対する当社株式等の交付等の条件、方法及び時期並びに譲渡制限期間等

取締役等は、信託期間中の2023年から2025年までの毎年１月に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(3)により算定される株数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。また、本制度を通じて取締役等に交付される当社株式について、交付時から３年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）が設定されます（※1）。さらに、各対象会社の取締役会において、当会社の取締役会で定める単年

度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給・不支給が決定されます。

①信託期間中のそれぞれ2022年から2024年までの毎年12月31日に取締役等であること（信託期間中に新たに取締役等となった者を含む。）

②在任中に一定の非違行為があった者でないこと

③上記(3)の取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

※1　譲渡制限期間中に一定の非違行為があった場合、当該取締役等に対して、当該譲渡制限の対象となる交付株式の没収に相当する金銭賠償を求めることができるものとします。

また、信託期間の満了時に本信託が終了する場合において、本信託内に残余株式が生じたときは、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭を、信託費用準備金を超過する部分について、受益権割合（※2）に従って各取締役等に給付します（なお、３年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され、承認されることにより、本信託を継続利用する場合には、残余株式は継続後の信託期間の報酬として利用します。）。信託期間の満了時に本信託を終了する場合に、本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、信託費用準備金を超過する部分については、受益権割合（※2）に従って各取締役等に給付します。

※2　受益権割合は、信託期間終了時に在任している取締役等について、それぞれ上記(3)によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額を、信託期間終了時に在任している全取締役等について上記(3)によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額の合計額で除することによって算出されます。

信託期間の終了前に本信託内の当社株式等の全部について交付等が行われた場合には、本信託を終了し、それ以降は本信託からの当社株式等の交付等は行われませんが、本信託から取締役等に交付等が行われた当社株式等の価額が交付株式数算定基礎額に不足する場合、不足額の限度で、本制度による報酬とは別に、取締役等に金銭報酬を支給することを予定しています。

(5)本信託内の当社株式に関する議決権行使及び配当の取扱い

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を担保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

また、本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

なお、本制度の詳細については、2022年２月10日付「信託を用いた役員株式報酬制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考)
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針
①役員報酬等の区分
当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特に断らない限り同じ。）の役員報酬の金額の妥当性を重視するほか、固定報酬と業績連動報酬の割合の妥当性も重視します。
当社の役員報酬は以下のとおり、固定報酬と業績連動報酬に区分し、固定報酬が月額の定期報酬であるのに対し、業績連動報酬は、短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）と長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）としております。
その割合は、④の役員報酬等の決定プロセスを経て、役位や職責、単年度利益計画の達成状況、将来の企業価値向上への貢献等を勘案して決定いたします。
なお社外取締役については、その職責に照らして、固定報酬のみを付与することとし、また、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。

（ⅰ）固定報酬（月額定期報酬）
【考慮要素】基本報酬。役位、職責に応じて④の役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。

（ⅱ）短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）
【考慮要素】役位、職責に応じて④の役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画の達成、未達成を目安に支給、不支給を決定します。

（ⅲ）長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）
【考慮要素】以下の付与条件を満たした取締役について、将来の企業価値向上への貢献を勘案し、役位に応じて、以下の算定方法に基づき、④の役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給、不支給を決定します。
ただし、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。以下、長期業績連動報酬の対象となる取締役を「長期業績連動報酬対象取締役」といいます。

【算定方法】
毎年３月の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額（長期業績連動報酬対象取締役の取締役及び一定条件を満たした当社子会社（以下「対象子会社」という。）の代表取締役（以下総称して「全長期業績連動報酬対象取締役等」という。）が、本株式報酬制度のために設定された信託から交付等を受けることができる当社株式等

(③に定義される。以下同じ。)の数を算定する基礎となる金額)に、各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率(※1)を乗じて、各長期業績連動報酬対象取締役に配分する交付株式数算定基礎額を算定した上で、以下の算定式に従って交付等を行う当社株式等の数を算定します。

<交付等を行う当社株式等の算定式>

(各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額－換価処分金相当額(※2))÷基準株価(※3)

※1 各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率は、下表に定める各長期業績連動報酬対象取締役の役位ウェイトを全長期業績連動報酬対象取締役等の役位ウェイト合計で除することによって算出されます。なお、当社の取締役及び対象子会社の代表取締役を兼務している者については、役位ウェイトの高い方の数字を用いて算出します。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	20
使用人兼務取締役	12
その他の取締役	15
対象子会社の代表取締役	12

※2 各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額を12月1日(同日が営業日でない場合には翌営業日)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値で除して算出される値の50%(単元未満株式は切り捨て)に相当する当社株式数を株式市場で売却した際の売却代金

※3 12月末日(同日が営業日でない場合には直前の営業日)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値

【付与条件】

長期業績連動報酬対象取締役は、信託期間中の毎年1月に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記により算定される株数の当社株式等について、信託から交付等を受けることができるものとします。また、長期業績連動報酬対象取締役に交付される当社株式について、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間(譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間)が設定されます。さらに、当社の取締役会において、当社の取締役会で定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給・不支給が決定されます。

ア）信託期間中の毎年12月31日に取締役等であること（信託期間中に新たに取締役となった者を含む。）
イ）在任中に一定の非違行為があった者でないこと
ウ）取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

②固定報酬・短期業績連動報酬

固定報酬及び短期業績連動報酬は金銭報酬となります。
固定報酬及び短期業績連動報酬を合わせた取締役の年額の金銭報酬額の上限については、株主総会決議により、承認を得るものといたします。
このうち、固定報酬については、①（ⅰ）の考慮要素を考慮し、④の役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎月支給することといたします。
また、短期業績連動報酬については、①（ⅱ）の考慮要素を考慮し、④の役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎年１月（ほか、取締役会で決議された場合）に支給することといたします。

③長期業績連動報酬

長期業績連動報酬は株式報酬とし、株主総会決議に従い、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行うものとします。
長期業績連動報酬対象取締役の年額の株式報酬額の上限及び交付株式数の上限等について、株主総会決議により、承認を得るものといたします。
長期業績連動報酬は、①（ⅲ）の考慮要素を考慮し、①（ⅲ）の算定方法及び付与条件に基づいて、④の役員報酬等の決定プロセスを経て定めた数の当社株式等を、毎年１月に交付等することといたします。

④役員報酬等の決定プロセス

役員報酬の妥当性の確保のため、以下のプロセスにて役員報酬等を決定いたします。
Ⅰ 取締役会は、CG委員会の答申を尊重することを条件に、代表取締役社長CEOに各取締役の役員報酬の決定を委任する決議。
Ⅱ 外部専門家（マーサージャパン株式会社）は、以下についてCG委員会へ情報提供を行う。
ⅰ：近時の取締役報酬トレンド
ⅱ：当社取締役報酬ポリシーについての講評
ⅲ：当社取締役報酬決定プロセスについての講評
ⅳ：過年度の当社取締役報酬水準・ミックスについての講評
ⅴ：当該年度の当社取締役報酬水準案・ミックスについての講評

Ⅲ CG委員会は、取締役会からの諮問に基づき、Ⅱの定めによる情報提供を受けた上で、各取締役の役員報酬の案について審議を行い、各取締役の役員報酬の原案を決議する。ただし、取締役でない委員は当該決議に参加しない。
Ⅳ CG委員会は代表取締役社長CEOへ決議を報告。
Ⅴ 代表取締役社長CEOは、CG委員会の答申を尊重して各取締役の役員報酬を決定し、取締役会へ決定報告。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

上記の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針」は、2022年３月25日開催予定の第２期定時株主総会終了後から運用していく方針であり、現在の同方針は、添付書類の事業報告４．会社役員に関する事項（２）取締役の報酬等の部分に記載のとおりです。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社は、2020年４月１日に持株会社として設立されたため、当連結会計年度の前年にあたる2020年４月１日から2020年12月31日までの第１期が９ヵ月決算となっております。これに伴い単純な前年同期比較ができないため、前年同期比較は記載しておりません。

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルスの断続的な感染拡大の影響を受け、概して不透明な状況に終始しました。期中においては、パンデミック下での東京オリンピック・パラリンピックの開催、新政権によるコロナ対策と経済施策への期待、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除、そしてワクチン接種率が約80％に達したことによる社会経済活動の正常化への期待の高まりなど、めまぐるしい変化が相次ぎました。期末にかけては、感染力の強い新たな変異株の急拡大が始まり、不確実性の高い状況は依然として続いております。

当社グループの主要な事業領域である都心部における収益不動産関連の事業環境は、低金利などの資金調達環境を背景にした根強い需要により、好調に推移しております。コロナ禍によるワークスタイルの変容を契機に、オフィスの規模や立地条件が見直され始めたことから、都心部の大規模オフィスビルの空室率の上昇は続いているものの、当社グループが注力している10億～40億円クラスの中規模オフィスビルには、堅実な需要が新たに発生しております。また、居住用の収益不動産につきましては、安定したキャッシュ・フローが得やすいことから、引き続き堅調となっております。一方、当社グループの拠点がある米国のロサンゼルスにおいては、停滞してきた不動産市場が徐々に再開を始め、居住用不動産に対する潜在需要が顕在化し、仕入れ競争が高まっております。

このような事業環境のもと、当社グループの主要な事業である収益不動産販売事業は、コロナ禍以前まで主力としてきた３～５億円クラスの居住用の物件に加え、オフィス物件の中でも需要の旺盛な10億～40億円クラスの中規模オフィス物件の仕入れ活動を積極的に取り組んだことが奏功し、不動産収益の期末残高は過去最高の水準となりました。この背景には、人材育成や組織力強化、不動産情報の取り扱いにおけるＩＴ活用など、総じて仕入れ力向上のための各種施策の成果があります。また、フレキシブルオフィス戦略の成功に象徴されるように、トレンドとニーズを把握した的確な商品企画により、平均賃料を上回る利回りの確保につながりました。

さらに、不動産小口化商品販売事業においては、金融機関との提携を積極的に進め、販売ネットワークを強化してまいりました。2021年12月には、シリーズ第５弾の「ＡＲＩＳＴＯ渋谷」が完売し、現在までに５物件、累計67億円を完売・運用するに至っております。不動産小

□化商品は、都心部の優良不動産に対して比較的少額からの投資が可能であることから、全国の投資家から幅広い注目が高まっております。

海外不動産事業も積極的に展開しました。ロサンゼルス事業では、現地パートナーとの協業により現地向け開発・販売を新たに推進してまいりました。またハワイ事業では、社会問題となっている中低所得者向けの安価な住宅不足の解決のために制定された、2019年の現地法令（通称Bill 7）に着目し、現地デベロッパーに先駆けて開発案件に着手しております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は24,961百万円（通期計画達成率108.5%）、EBITDAは1,073百万円（通期計画達成率97.6%）、経常利益は650百万円（通期計画達成率108.4%）、税引前利益は650百万円（通期計画達成率108.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は312百万円（通期計画達成率82.2%）となり、「第１次中期経営計画」の達成に向け、その初年度として大きく成長するための基盤となる１年となりました。

当連結会計年度の経営成績は以下の表のとおりです。

（単位：百万円）

	2021年12月期（通期計画）		2021年12月期（実績）		
	金額	売上比	金額	売上比	通期計画達成率
売上高	23,000	100.0%	24,961	100.0%	108.5%
（不動産販売）	—	—	(20,318)	(81.4%)	—
（ストック）	—	—	(4,942)	(19.8%)	—
（内部取引）	—	—	(△300)	(△1.2%)	—
EBITDA	1,100	4.8%	1,073	4.3%	97.6%
経常利益	600	2.6%	650	2.6%	108.4%
税引前利益	600	2.6%	650	2.6%	108.4%
純利益	380	1.7%	312	1.3%	82.2%

（注）１．（不動産販売）は「収益不動産販売事業」、（ストック）は「ストック型フィービジネス」、「税引前利益」は「税金等調整前当期純利益」、「純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」をそれぞれ省略したものです。

２．EBITDA（償却等前営業利益）：営業利益＋償却費等
償却費等には減価償却費、ソフトウェア償却費、のれん償却費等のキャッシュアウトを伴わない費用を含みます。

セグメントの概況は次のとおりです。なお、当社グループでは営業利益をセグメント利益としております。

（収益不動産販売事業）

売上高20,318百万円、EBITDA1,498百万円、営業利益1,496百万円となりました。

収益不動産を取り巻く活況な環境の下、需要を見極めた的確な商品企画を軸にした仕入れから販売までの好サイクルにより競争力が高まったこと、また不動産小口化商品販売事業において金融機関との提携による販売ネットワークの拡充が奏功したことにより、好調に推移しました。

仕入高は18,579百万円となりました。かねてより注力してきた組織力強化が奏功し積極的な仕入活動を行った結果、優良物件の仕入を行うことができました。

その結果、収益不動産残高は28,914百万円（（注）２.参照）となり、前連結会計年度末より4,231百万円上回りました。

（ストック型フィービジネス）

売上高4,942百万円、EBITDA743百万円、営業利益652百万円となりました。

当社グループが保有する収益不動産からの賃料収入を収益の柱としているため、好調な収益不動産販売事業に連動し安定的な売上・利益を確保することができました。また工事受注等についても、期末にかけて大型の案件を獲得するなどの成果を上げることができました。

なお、同ビジネスにおける「ストック型」の主な売上としては、株式会社エー・ディー・パートナーズの管理収入、ADW Management USA, Inc.の賃料収入など、また「フロー型」の主な売上としては、株式会社エー・ディー・デザインビルドの工事・改修収入、株式会社澄川工務店の工事収入などがあります。

収益不動産の期中平均残高は、大型物件の積極的な取得が寄与したことから物件単価が上昇し、前連結会計年度の24,390百万円に対し当連結会計年度は27,796百万円に増加しております。

（注）１．各セグメントの営業利益は、全社費用等のセグメントに配賦しない費用及びセグメント間の内部取引による営業費用控除前の数値であり、その合計は連結営業利益と一致しません。

２．収益不動産残高28,914百万円には、東京国税局から過年度の消費税に関する更正通知を受領したことに伴い資産計上している消費税等引当見積額（11百万円）を含めておりません。

３．「ストック型フィービジネス」のうち、中長期保有用もしくは短期販売用の収益不動産からの賃料や、販売済みの収益不動産のプロパティ・マネジメント受託によるフィー収入等を「ストック型」、内装・修繕工事フィー、顧客リレーションから派生的に得られる仲介収入を「フロー型」と位置付けております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当社は前連結会計年度の2020年９月１日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とした、コミットメント条項付き第三者割当契約の締結を決議いたしました。割当てた新株予約権による調達資金の総額は1,433百万円、行使期間は2020年９月18日から2022年９月17日（但し、2022年９月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）であります。当連結会計年度においては、当該新株予約権の行使により、977百万円を調達いたしました。

その他、福岡市中央区大名における自社開発ビルの開発資金として、国内初のクラウドファンディングを活用したグリーンローンにより497百万円を調達いたしました。

② 設備投資

当連結会計年度においては、データ連携や環境整備を目的としたソフトウェアの投資10百万円、連結子会社の株式会社澄川工務店の本社移転に伴う投資22百万円等を実施しました。

(3) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

項目＼期別	第 1 期 自 2020年 4 月 1 日 至 2020年12月 31日	第 2 期 (当連結会計年度) 自 2021年 1 月 1 日 至 2021年12月 31日
売上高	16,840,798	24,961,158
経常利益	427,223	650,406
親会社株主に帰属する当期純利益	264,988	312,280
１株当たり当期純利益（円）（注２）	6.77	7.22
純資産	13,216,911	14,817,716
総資産	35,850,726	42,047,323

(注) １．第２期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。

(4) 対処すべき課題

① 好循環事業サイクルへの転換

当社グループの主力事業である収益不動産販売事業は、一定量の優良な収益不動産残高を保有することにより、不動産の相場と顧客ニーズとの双方を睨みながらコントローラブルに販売を展開し必要な収益を確保すると同時に、保有する収益不動産から得る賃料収入によって収益の安定化を生み出すビジネスモデルです。これに対し現状は、「第１次中期経営計画」の達成に向けてアグレッシブな拡大基調にあるため、残高拡充のための仕入れが収益確保のための販売を追従する状態にあります。通常期にも増して積極的な仕入れを展開することにより、好循環の事業サイクルに転換する必要があります。

② 資金調達手段の多様化

当社グループは、収益不動産販売事業のバリエーションとして、不動産小口化商品販売事業や開発事業などを国内外において積極的にラインナップし、事業全体の拡大を図っております。いずれも旺盛な資金需要があるため、金融機関からの借入を中心としつつクラウドファンディングやＳＴＯ※を活用するなど、資金調達手段をさらに多様化する必要があります。また「第１次中期経営計画」の最終期に目途とする超過利潤の創出のためには、EquityとDebtの最適なバランスを検討しつつ資本効率を高める必要があることから、資金調達手段の多様化はますます重要となってまいります。

※ STO…Security Token Offering：ブロックチェーンを活用したデジタル証券による資金調達

③ 人材力の強化

複雑化する事業環境や加速する変化の中にあり、当社グループがさらなる成長を果たしていくためには、人材力の強化が必要不可欠です。当社は予てより新卒採用に注力してまいりましたが、こうしたファーストキャリア人材の早期戦力化をはじめ、中堅社員のマネジメント力強化、また幹部候補社員の選抜と育成など、すべての階層において適切な教育プログラムを導入し、成長を促進する必要があります。またそうした人材が力を発揮できる新しい人事制度の導入も必要です。同時に、自由と自律を両立した当社グループ独自のワークスタイルも希求してまいります。

④ ＤＸ推進の加速

当社グループが「第１次中期経営計画」を達成し、さらにそこから先も持続的に成長を果たしていくためには、事業や経営のスピードと効率化を格段に高めること、すなわち生産性の向上が喫緊の課題です。ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の活用はそのキーとなるものであり、優先度を高めかつ全社横断的に取り組む必要があります。またＤＸはスピードや効率化といったオペレーション改革に留まらず、それを活用した新たな事業機会の創出や獲得まで視野に入れるべきであり、「収益に寄与するＤＸ」を掲げ積極的に取り組んでまいります。

⑤ 新たな事業の柱の構築

当社グループは国内における収益不動産販売事業を主力として成長をしてまいりましたが、今後それに匹敵する第二・第三の事業の柱を構築する必要があります。既存事業の延長においては、海外事業や不動産小口化商品販売事業の成長に期待し経営資源を相応に充当してまいります。加えて既存の不動産事業領域を超えた事業を構築するために、ＣＶＣ事業やＭ＆Ａ等の手法を果敢に活用し、新たな事業機会の創出を企図します。そうした手法を活用しやすくするという狙いで、すでに持株会社体制への移行を実施しており、今後はその具現化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、宅地建物取引業、賃貸住宅管理業、建設業、一級建築士事務所、不動産特定共同事業、不動産鑑定業、一般不動産投資顧問業、金融商品取引業を基本として不動産に関連する事業を行っております。

事業内容については次のとおりです。

事　業　名	事　業　の　内　容
収益不動産販売事業	当事業においては、収益不動産を独自のノウハウに基づいて仕入れたうえで、建物のリノベーション、テナントリーシング、管理状態の改善等のバリューアップを施し、個人富裕層を中心とした顧客に販売しております。 また、顧客に対するサービスラインナップの拡充や収益不動産ポートフォリオの拡大と安定化を目的に、国内での当社独自のビジネスモデルの特色やノウハウを転用し、米国ロサンゼルスにおいても同事業を展開しております。
ストック型フィービジネス	当事業は安定収益基盤を築くビジネスであり、主に当社保有の収益不動産からの賃料収入及び管理受託不動産のプロパティ・マネジメント（入居者募集、入退去手続、督促業務及び建物管理）収入で構成されています。加えて、管理受託不動産の改修・修繕工事や、顧客資産のコンサルティングサービスも提供するなど、サービスラインナップを拡大しております。

（注）収益不動産販売事業は、国内は株式会社エー・ディー・ワークスが担い、米国はADW-No.1 LLCが担っております。
ストック型フィービジネスのうちプロパティ・マネジメント事業については、国内は株式会社エー・ディー・パートナーズ、米国ではADW Management USA, Inc.が担い、改修・修繕工事については、株式会社エー･ディー･デザインビルド、株式会社澄川工務店が担っております。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

期別 / 事業別売上	第　1　期		第　2　期（当連結会計年度）	
	金　額	構成比	金　額	構成比
収益不動産販売事業	13,534	80.4%	20,318	81.4%
ストック型フィービジネス	3,480	20.7%	4,942	19.8%
計	17,014	—	25,261	—
その他	—	—	—	—
消去又は全社	△173	△1.0%	△300	△1.2%
合　計	16,840	100.0%	24,961	100.0%

(6) 企業集団の主要拠点並びに従業員の状況（2021年12月31日現在）

① 主要な営業所

名称	所在地
株式会社ＡＤワークスグループ 株式会社エー・ディー・ワークス 株式会社エー・ディー・パートナーズ 株式会社エー・ディー・デザインビルド 株式会社エンジェル・トーチ 株式会社ジュピター・ファンディング	東京都千代田区内幸町二丁目２番３号
株式会社澄川工務店	東京都稲城市向陽台一丁目２番地の３
A.D.Works USA, Inc. ADW Management USA,Inc. ADW-No.1 LLC ADW Lending LLC ADW Hawaii LLC	222 North Pacific Coast Highway, Suite 1770, El Segundo, CA 90245
Avenue Works Burnside LLC Avenue Works Normandie LLC Avenue Works Ardmore LLC	7257 Beverly Blvd., suite 212 Los Angeles, CA 90036

② 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
207名	42.0歳	4.7年

（注）１．従業員数には、派遣社員を除く就業人員を記載しております。
２．平均年齢並びに平均勤続年数は、顧問を除く従業員で算出しております。
３．平均勤続年数の算出にあたっては、前連結会計年度において株式移転により子会社化した事業会社における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エー・ディー・ワークス	100,000千円	100%	収益不動産事業
株式会社エー・ディー・パートナーズ	40,000千円	100%	不動産管理事業
株式会社エー・ディー・デザインビルド	80,000千円	100%	建設事業
株式会社澄川工務店	30,000千円	100%	建設事業
株式会社エンジェル・トーチ	100,000千円	100%	コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業
株式会社ジュピター・ファンディング	9,000千円	100%	資金調達及びグループ会社への貸付
A.D.Works USA,Inc.	1,170,195千円	100%	米国子会社管理事業
ADW Management USA, Inc.	21,017千円	100%	米国不動産管理事業
ADW-No.1 LLC	2,492,096千円	100%	米国収益不動産事業
ADW Lending LLC	215,000千円	100%	米国住宅債権投資事業
ADW Hawaii LLC	187,493千円	100%	米国収益不動産事業
Avenue Works Burnside LLC	272,271千円	95%	米国収益不動産事業
Avenue Works Normandie LLC	166,116千円	95%	米国収益不動産事業
Avenue Works Ardmore LLC	128,674千円	95%	米国収益不動産事業

（注）出資比率は、間接保有を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会　　社　　名	住　　所	帳簿価額の合計額	当社の総資産
株式会社エー・ディー・ワークス	東京都千代田区内幸町二丁目２番３号	12,438,315千円	15,009,658千円

(8) 主要な借入先及び借入額（2021年12月31日現在）

借入先	借入残高
	千円
株式会社東京スター銀行	3,568,619
株式会社三井住友銀行	2,445,977
株式会社あおぞら銀行	1,784,800
株式会社関西みらい銀行	1,736,000
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	1,413,640
株式会社千葉興業銀行	1,316,319
株式会社東日本銀行	1,313,980
株式会社きらぼし銀行	1,300,658
株式会社山梨中央銀行	1,249,600
株式会社静岡銀行	1,157,000

（注）上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の完全子会社である、株式会社エー・ディー・デザインビルド及び株式会社澄川工務店は、2021年12月23日付で、株式会社エー・ディー・デザインビルドを吸収合併存続会社、株式会社澄川工務店を吸収合併消滅会社として、2022年４月１日を効力発生日（予定）とする合併契約を締結しております。

2．株式に関する事項（2021年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　157,150,000株

（2）発行済株式の総数　46,978,562株（自己株式132,502株を除く。）

（3）株　主　数　20,418名

（4）大　株　主

株　主　名	持　株　数	持株比率
田中　秀夫	4,057,545株	8.64％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,118,900株	6.64％
有限会社リバティーハウス	1,971,600株	4.20％
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	898,220株	1.91％
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	611,190株	1.30％
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	562,452株	1.20％
池上　明夫	547,000株	1.16％
今井　一史	436,000株	0.93％
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	405,500株	0.86％
菅原　広至	235,800株	0.50％

（注）当社は自己株式132,502株を所有しており、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項

① 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が6,550,000株増加しております。

② 当社グループ従業員30名に対して、株式報酬として、2021年３月31日を払込期日とする特定譲渡制限付株式（法人税第54条第１項に規定する特定譲渡制限付株式）合計66,000株を発行いたしました。

3．新株予約権等に関する事項（2021年12月31日現在）

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況

2021年８月12日開催の取締役会決議による第４回新株予約権の概要

新株予約権の払込金額	払込みを要しない
行使価額	新株予約権１個（普通株式100株）あたり15,600円
行使期間	2024年２月14日～2027年２月13日
当社使用人等への交付状況	当社従業員　37名　2,327個　232,700株 当社国内完全子会社取締役　2名　60個　6,000株 当社国内完全子会社従業員　126名　8,712個　871,200株
行使条件	①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 ⑤本新株予約権の割当に関して当社との間で締結する契約に違反した場合には行使できないものとする。
取得条項	①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ②当社は取締役会の決議によりいつでも本新株予約権を無償で取得することができる。

（注）上記の当社使用人等への交付状況の内容は、2021年８月30日の割当決議日時点の内容となります。従業員の退職により、2021年12月31日時点の残個数は10,796個となります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 2020年９月１日開催の取締役会決議による第２回新株予約権の概要

新株予約権の総数	96,000個（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　9,600,000株（注１）
新株予約権の発行価額の総額	12,480,000円（新株予約権１個あたり130円）
行使価額	１株あたり148円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	1,433,280,000円 内訳　新株予約権発行分　12,480,000円 新株予約権行使分　1,420,800,000円
行使期間	2020年９月18日～2022年９月17日
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
行使価額の修正条項	当社が、本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日の翌日以降いつでも取締役会の決議により、本新株予約権の行使価額を、当該決議が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の取引日）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（下限行使価額115円）に修正することができる。
行使条件	本新株予約権の行使により、割当先が当該行使後に保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行決議日（2020年９月１日）時点における当社発行済株式総数（39,345,064株）の５％（1,967,253株）を超えることとなる場合の、当該５％を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
取得条項	当社が、本新株予約権の割当日以降いつでも取締役会の決議により、本新株予約権１個につきその払込金額（130円）と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

（注）１．上記の第２回新株予約権の内容は、2020年９月１日の発行決議日時点の内容となります。また2021年12月31日時点の残個数は19,000個となります。
２．上記の第２回新株予約権については、当事業年度（2021年１月１日～2021年12月31日）に65,500個行使されており、その結果資本金が488,957,500円、資本準備金が488,957,500円それぞれ増加しております。

② 2020年９月１日開催の取締役会決議による第３回新株予約権の概要

新株予約権の総数	6,900個（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　690,000株
新株予約権の発行価額の総額	2,070,000円（新株予約権１個あたり300円）
行使価額	１株あたり164円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	115,230,000円 内訳　新株予約権発行分　　2,070,000円 新株予約権行使分　113,160,000円
行使期間	2020年９月18日～2030年９月17日
割当先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く）　６名 当社完全子会社取締役　１名
行使条件	A．割当日から本新株予約権の行使期間の終期（日本時間）に至るまでの間に米国の全米証券業協会（NASD）が開設・運営している電子株式市場「NASDAQ」に上場している全ての銘柄を対象に、時価総額加重平均で算出した指数であるナスダック総合指数の数値が一度でも発行価格決定日の前取引日（米国東部時間2020年８月28日）のナスダック総合指数の終値に70％を乗じた価格（以下、「判定水準」という。）を下回った場合、原則として、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。 但し、割当日以降、ナスダック総合指数の終値が判定水準を始めて下回った日（米国時間）の翌取引日（日本時間）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130％を乗じた価額（１円未満の端数は切り上げる。）に修正される。 B．本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
取得条項	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（注）上記の割当先の内容は、2020年９月17日の割当決議日時点の内容となります。また2021年12月31日時点の残個数は6,900個となります。

③ 2021年８月12日開催の取締役会決議による第５回新株予約権の概要

新株予約権の総数	10,000個（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　1,000,000株
新株予約権の発行価額の総額	1,000,000円（新株予約権１個あたり100円）
行使価額	１株あたり156円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	157,000,000円 内訳　新株予約権発行分　1,000,000円 新株予約権行使分　156,000,000円
行使期間	2021年８月31日～2031年８月30日
割当先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く）　5名 当社従業員　11名 当社国内完全子会社取締役　4名 当社国内完全子会社従業員　26名
行使条件	A．割当日から本新株予約権の行使期間の終期（日本時間）に至るまでの間に米国のニューヨーク証券取引所（NYSE）とナスダックに上場する500銘柄の株価を浮動株調整後の時価総額比率で加重平均した指数であるS&P500種指数の終値が一度でも発行価格決定日の前取引日（米国東部時間2021年８月10日）のS&P500種指数の終値に70％を乗じた価格（以下、「判定水準」という。）を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を、行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、割当日以降、S&P500種指数の終値が判定水準を初めて下回った日（米国時間）の翌取引日（日本時間）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値がその時点における本新株予約権の行使価額以上であった場合には、行使価額は当該終値に130％を乗じた価額（１円未満の端数は切り上げる。）に修正される。 B．本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
取得条項	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（注）上記の割当先の内容は、2021年８月30日の割当決議日時点の内容となります。また2021年12月31日時点の残個数は10,000個となります。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の状況（2021年12月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	田　中　秀　夫	株式会社エー・ディー・ワークス 代表取締役社長 株式会社エー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 株式会社エー・ディー・デザインビルド 代表取締役会長 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman
常務取締役CFO	細　谷　佳津年	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 株式会社エー・ディー・パートナーズ 取締役 株式会社エー・ディー・デザインビルド 取締役 株式会社エンジェル・トーチ 代表取締役社長 株式会社ジュピター・ファンディング 代表取締役社長 A.D.Works USA,Inc. Director CFO, Secretary ADW Management USA,Inc. Director CFO, Secretary
常　務　取　締　役	木　村　光　男	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 株式会社エー・ディー・デザインビルド 代表取締役社長 ＪＭＲアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 株式会社エー・ディー・パートナーズ 取締役
取　　締　　役	金　子　幸　司	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 海外事業本部本部長 兼 金融商品開発部部長 A.D.Works USA,Inc. Director CEO, President ADW Management USA,Inc. Director ＪＭＲアセットマネジメント株式会社 取締役
取　　締　　役	鈴　木　俊　也	株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 常務執行役員 投資不動産事業本部本部長 ＪＭＲアセットマネジメント株式会社 取締役
取　　締　　役 （監査等委員・常勤）	原　川　民　男	株式会社エー・ディー・ワークス 監査役
取　　締　　役 （監査等委員）	関　山　　護	アステラス製薬株式会社 社外取締役 一般財団法人フィリピン協会 会長
取　　締　　役 （監査等委員）	田名網　　尚	カタリスト投資顧問株式会社 監査役 トビラシステムズ株式会社 社外取締役（監査等委員） 法政大学 理工学部 兼任講師 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事
取　　締　　役 （監査等委員）	粟　井　佐知子	株式会社ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問 インフォコム株式会社 社外取締役

（注）１．取締役（監査等委員）原川民男氏、関山護氏、田名網尚氏及び粟井佐知子氏は、社外取締役であります。
２．当社は、取締役（監査等委員）原川民男氏、関山護氏、田名網尚氏及び粟井佐知子氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．取締役（監査等委員）田名網尚氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの情報収集、重要な会議への出席並びに内部監査部門等との連携を通じて、監査・監督機能を強化するため、原川民男氏を常勤の監査等委員に選定しております。
５．株式会社エー・ディー・ワークス、株式会社エー・ディー・パートナーズ、株式会社エー・ディー・デザインビルド、株式会社エンジェル・トーチ、株式会社ジュピター・ファンディング、A.D.Works USA,Inc.及びADW Management USA,Inc.は当社の連結子会社であり、ＪＭＲアセットマネジメント株式会社は当社の非連結子会社としておりますが、当社グループにおいてＲＥＩＴ（不動産投資信託）事業への参入を見据え設立した当社の完全子会社であります。

（2）取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針

ア　決定方針の決定の方法

当社は、2021年２月10日開催の当社取締役会において、下記イのとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針を決議いたしました。

なお、2022年２月10日開催の当社取締役会において、決定方針について一部改定する旨の決議をいたしました。当該改定後の決定方針につきましては、2022年３月25日開催予定の第２期定時株主総会の決議事項第４号議案の記載をご参照ください。

イ　決定方針の内容の概要

A．役員報酬等の区分

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特に断らない限り同じ。）の役員報酬の金額の妥当性を重視するほか、固定報酬と業績連動報酬の割合の妥当性も重視します。

当社の役員報酬は以下のとおり、固定報酬と業績連動報酬に区分し、固定報酬が月額の定期報酬であるのに対し、業績連動報酬は、短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）と長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）としております。

その割合は、下記Ｄの役員報酬等の決定プロセスのⅡ外部専門家による取締役会レクチャーを経て、役位や職責、単年度利益計画の達成状況、将来の企業価値向上への貢献等を勘案して決定いたします。

なお社外取締役については、その職責に照らして、固定報酬のみを付与することとし、また、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。

（ⅰ）固定報酬（月額定期報酬）
【考慮要素】基本報酬。役位、職責に応じて下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。
（ⅱ）短期業績連動報酬（単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与）
【考慮要素】役位、職責に応じて下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画の達成、未達成を目安に支給、不支給を決定します。
（ⅲ）長期業績連動報酬（長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬）
【考慮要素】以下の付与条件を満たした取締役について、将来の企業価値向上への貢献を勘案し、役位に応じて、以下の算定方法に基づき、下記Dの役員報酬等の決定プロセスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給、不支給を決定します。
ただし、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与しません。以下、長期業績連動報酬の対象となる取締役を「長期業績連動報酬対象取締役」といいます。
【算定方法】
毎年３月の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額（長期業績連動報酬対象取締役並びに株式会社エー・ディー・ワークス（以下「ADW」という。）の取締役及び一定条件を満たしたADW以外の当社子会社（以下「対象子会社」という。）の代表取締役（以下総称して「全長期業績連動報酬対象取締役等」という。）が、本株式報酬制度のために設定された信託から交付等を受けることができる当社株式等（下記Cに定義される。以下同じ。）の数を算定する基礎となる金額）に、各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率（※1）を乗じて、各長期業績連動報酬対象取締役に配分する交付株式数算定基礎額を算定した上で、以下の算定式に従って交付等を行う当社株式等の数を算定します。
＜交付等を行う当社株式等の算定式＞
（各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額－換価処分金相当額（※2））÷基準株価（※3）

※1 各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率は、下表に定める各長期業績連動報酬対象取締役の役位ウェイトを全長期業績連動報酬対象取締役等の役位ウェイト合計で除することによって算出されます。なお、当会社の取締役、ADWの取締役及び対象子会社の代表取締役を兼務している者については、役位ウェイトの高い方の数字を用いて算出します。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	20
使用人兼務取締役	12
その他の取締役	15
対象子会社の代表取締役	12

※2 各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額を12月１日（同日が営業日でない場合には翌営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値で除して算出される値の30％（単元未満株式は切り捨て）に相当する当社株式数を株式市場で売却した際の売却代金

※3 12月末日（同日が営業日でない場合には直前の営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値

【付与条件】

長期業績連動報酬対象取締役は、信託期間中の翌年１月に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記により算定される株数の当社株式等について、信託から交付等を受けることができるものとします。

ア）信託期間中の毎年12月31日に当社と委任契約を締結している取締役であること（信託期間中に新たに取締役となった者を含む。）

イ）在任中に一定の非違行為があった者でないこと

ウ）取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

B．固定報酬・短期業績連動報酬

固定報酬及び短期業績連動報酬は金銭報酬となります。

固定報酬及び短期業績連動報酬を合わせた取締役の年額の金銭報酬額の上限については、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

このうち、固定報酬については、上記Ａ（ⅰ）の考慮要素を考慮し、下記Ｄの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎月支給することといたします。

また、短期業績連動報酬については、上記Ａ（ⅱ）の考慮要素を考慮し、下記Ｄの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎年１月（ほか、取締役会で決議された場合）に支給することといたします。

C．長期業績連動報酬

長期業績連動報酬は株式報酬とし、株主総会決議に従い、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行うものとします。

長期業績連動報酬対象取締役の年額の株式報酬額の上限及び交付株式数の上限等について、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

長期業績連動報酬は、上記Ａ（ⅲ）の考慮要素を考慮し、上記Ａ（ⅲ）の算定方法及び付与条件に基づいて、下記Ｄの役員報酬等の決定プロセスを経て定めた数の当社株式等を、毎年１月に交付等することといたします。

D．役員報酬等の決定プロセス

役員報酬の妥当性の確保のため、以下のプロセスにて役員報酬等を決定いたします。

Ⅰ 取締役会で、上記の各方針に従い、かつ、本報酬決定のプロセスを経ることを条件に、代表取締役社長CEOに、各取締役の固定報酬及び短期業績連動報酬の額並びに長期業績連動報酬における交付株式数算定基礎額の決定について一任決議。

Ⅱ 外部専門家（マーサージャパン株式会社）による取締役会レクチャー

ⅰ：近時の取締役報酬トレンド

ⅱ：当社取締役報酬ポリシーについての講評

ⅲ：当社取締役報酬決定プロセスについての講評

ⅳ：過年度の当社取締役報酬水準・ミックスについての講評

ⅴ：当該年度の当社取締役報酬水準案・ミックスについての講評

Ⅲ 代表取締役社長CEOによる報酬案を監査等委員会で説明

Ⅳ 代表取締役社長CEOによる決定を取締役会で報告

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

ウ　当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記Ｄの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めているため、当社取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年３月26日開催の第１期定時株主総会において年額10億円以内（うち社外取締役年額１億円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名（うち、社外取締役は０名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、同第１期定時株主総会において、当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び当社子会社の代表取締役等を対象とする信託を用いた株式報酬制度を導入し、当該信託から交付等を受けることができる当社株式等の数を算定する基礎となる金額の上限を年額１.4億円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名（うち、社外取締役は０名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年３月26日開催の第１期定時株主総会において年額１億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る監査等委員である取締役の員数は４名（うち、社外取締役は４名）です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、2021年３月26日開催の取締役会決議により、各取締役の固定報酬の額／短期業績連動報酬の額／株式報酬における交付株式数算定基礎額の決定について、代表取締役社長CEOである田中秀夫に委任しております。

これらの権限を委任した理由は、上記①イＤの役員報酬等の決定プロセスに従ったものです。

代表取締役社長CEOは、外部専門家による取締役会レクチャー並びに監査等委員会における説明及び審議等を経た上で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針に基づき、上記各金額を決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬（金銭報酬）	短期業績連動報酬（金銭報酬）	長期業績連動報酬（株式報酬）	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	289,942 (－)	236,715 (－)	26,085 (－)	27,142 (－)	6名 (－名)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	40,747 (40,747)	40,747 (40,747)	－ (－)	－ (－)	4名 (4名)

(注) 1．取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の総額には、2021年３月26日開催の第１期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名の報酬等を含んでおります。

2．取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の総額には、子会社からの報酬等（151,705千円）を含んでおり、子会社からの報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与（34,946千円）を含んでおります。

⑤ 非金銭報酬等に関する事項

上記④の「長期業績連動報酬」は、非金銭報酬等としての株式報酬であり、株主総会決議に従い、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行うものであります。その内容の概要は、上記①イＡ(ⅲ)記載のとおりです。

(3) 社外役員の重要な兼職の状況（2021年12月31日現在）

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の内容
取締役（監査等委員）	原　川　民　男	株式会社エー・ディー・ワークス	監査役
取締役（監査等委員）	関　山　　護	アステラス製薬株式会社	社外取締役
		一般財団法人フィリピン協会	会長
取締役（監査等委員）	田名網　　尚	カタリスト投資顧問株式会社	監査役
		トビラシステムズ株式会社	社外取締役（監査等委員）
		法政大学	兼任講師
		公益財団法人国際人材育成機構	非常勤理事
取締役（監査等委員）	粟　井　佐知子	株式会社ハーベス	非常勤顧問
		インフォコム株式会社	社外取締役

（注）1．株式会社エー・ディー・ワークスは当社の連結子会社であります。
2．株式会社エー・ディー・ワークスを除き、当社と上記の兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	原　川　民　男	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100％出席いたしました。企業経営並びに監査業務に関する豊富な経験、幅広い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては常勤監査等委員として、主導的な立場で活動しております。
取締役（監査等委員）	関　山　　護	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100％出席いたしました。企業経営者及び社外取締役として培われた豊富な経験、国際経験、幅広い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	田名網　　尚	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100％出席いたしました。企業経営者及び証券会社における投資銀行業務等を通じて培われた豊富な経験、コーポレート・ガバナンスに対する高い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	粟　井　佐知子	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100％出席いたしました。グローバル企業の日本支社での代表取締役の経験や長年にわたる外資系ブランドでの豊富なマーケティング業務の経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項に規定する最低責任限度額に限定する内容の契約を締結しております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております（契約の内容の概要は以下のとおりです）。

・填補対象となるのは、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害です。ただし、故意または悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象となりません。
・保険料は全額当社が負担しております。

② 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社が締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含みます）、監査役、執行役員及び管理者である従業員となります。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ．公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	31,281千円
ロ．公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,450千円

（注）１．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で相当と判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないためイ．の金額にはこれらの合計額を記載しております。

３．公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務の内容
当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」に関するアドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．株式会社の支配に関する基本方針

（1）基本方針の内容の概要

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）によって当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、またはそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もっとも、大規模買付者による当社に対するそれらの提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといっても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式保有割合が高く、影響力を行使可能な一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようにすることが重要であり、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において大規模買付ルールを導入しております。

（2）基本方針実現のための特別な取組み等の概要

株式会社エー・ディー・ワークスは、定款の定めにより、2012年６月28日開催の同社定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、同社に対して買収提案が行われた場合に、事前の情報提供等に関する一定のルールとして、大規模買付ルールを導入し、その後、2015年６月23日及び2018年６月26日開催の同社定時株主総会において、それぞれ有効期間を３年として更新することに関し、ご承認をいただいております。その後、2019年11月29日開催の同社臨時株主総会において、当社への株式移転計画が承認されるとともに、株式会社エー・ディー・ワークスの大規模買付ルールと同等のルールを当社へ継続導入することに関し、ご承認をいただいております。その詳細につきましては当社ホームページをご覧ください。(https://www.adwg.co.jp/ir/news/index.html)

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールの導入、継続、改正または廃止については、株主総会の決議によって行います。ただし、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によって行うこととしています。また、大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会または取締役会の決議により行います。

(3) 基本方針実現のための取組みについての取締役等の判断及びその理由

当社は、①株主意見の反映、②独立性の高い社外者の判断の重視、③大規模買付ルールに基づく対抗措置発動のための合理的な客観要件の設定といった点を考慮し、織り込むことにより、上記（2）の取組みが上記（1）の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、中期的な視点に立ち、将来の事業展開に備えるための内部留保を確保した上で、業績に応じて配当を実施することを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当については１株当たり3.5円とさせていただきました。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**40,778,629**	**流動負債**	**6,249,193**
現金及び預金	8,433,610	買掛金	574,730
売掛金	197,404	短期借入金	253,046
販売用不動産	25,026,039	1年内償還予定の社債	442,500
仕掛販売用不動産	3,900,287	1年内返済予定の長期借入金	1,490,761
営業出資金	1,053,066	未払法人税等	208,232
その他	2,170,384	クラウドファンディング等預り金	392,007
貸倒引当金	△2,162	その他	2,887,915
固定資産	**1,235,195**	**固定負債**	**20,980,413**
有形固定資産	**182,335**	社債	185,000
建物	117,336	長期借入金	20,707,687
車両運搬具	1,388	その他	87,726
工具器具備品	33,023	**負債合計**	**27,229,607**
土地	30,587	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**80,917**	**株主資本**	**14,724,370**
のれん	42,277	**資本金**	**6,084,269**
その他	38,639	**資本剰余金**	**5,100,853**
投資その他の資産	**971,942**	**利益剰余金**	**3,589,513**
投資有価証券	366,418	**自己株式**	**△50,264**
繰延税金資産	378,887	**その他の包括利益累計額**	**52,278**
その他	226,636	**その他有価証券評価差額金**	**△5,270**
繰延資産	**33,498**	**為替換算調整勘定**	**57,548**
株式交付費	8,183	**新株予約権**	**11,477**
創立費	25,314	**非支配株主持分**	**29,589**
		純資産合計	**14,817,716**
資産合計	**42,047,323**	**負債純資産合計**	**42,047,323**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自　2021年1月1日　至　2021年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		24,961,158
売上原価		20,229,966
売上総利益		**4,731,192**
販売費及び一般管理費		3,797,856
営業利益		**933,336**
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,365	
受取保険金	35,466	
還付加算金	225	
消費税等簡易課税差額収入	13,172	
その他	14,985	71,215
営業外費用		
支払利息	262,972	
借入手数料	55,052	
創立費償却	7,774	
その他	28,346	354,145
経常利益		**650,406**
税金等調整前当期純利益		**650,406**
法人税、住民税及び事業税		302,321
法人税等調整額		34,565
当期純利益		**313,519**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1,239**
親会社株主に帰属する当期純利益		**312,280**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,801,061**	**流動負債**	**945,344**
現金及び預金	1,093,238	短期借入金	390,868
その他	707,823	未払法人税等	144,062
固定資産	**13,183,571**	その他	410,413
有形固定資産	**4,140**	**固定負債**	**74,108**
建物	651	長期借入金	54,710
工具器具備品	3,488	その他	19,398
無形固定資産	**15,221**	**負債合計**	**1,019,452**
その他	15,221	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**13,164,209**	**株主資本**	**13,978,728**
関係会社株式	12,944,475	**資本金**	**6,084,269**
繰延税金資産	53,612	**資本剰余金**	**7,714,473**
その他	166,122	資本準備金	1,959,269
繰延資産	**25,024**	その他資本剰余金	5,755,204
創立費	25,024	**利益剰余金**	**230,249**
		その他利益剰余金	230,249
		繰越利益剰余金	230,249
		自己株式	**△50,264**
		新株予約権	**11,477**
		純資産合計	**13,990,206**
資産合計	**15,009,658**	**負債純資産合計**	**15,009,658**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自　2021年1月1日　至　2021年12月31日)

(単位：千円)

科　　目	金　　額	
営業収益		1,325,365
販売費及び一般管理費		1,190,807
営業利益		**134,558**
営業外収益		
受取利息及び配当金	849	
消費税等簡易課税差額収入	13,172	
為替差益	8,416	
その他	36	22,475
営業外費用		
支払利息	23,896	
創立費償却	7,700	31,596
経常利益		**125,436**
税引前当期純利益		**125,436**
法人税、住民税及び事業税		104,947
法人税等調整額		△8,151
当期純利益		**28,640**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年２月18日

株式会社　ＡＤワークスグループ
　　取　　締　　役　　会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　友　裕

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　島　亘　司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＡＤワークスグループの2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＡＤワークスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年２月18日

株式会社　ＡＤワークスグループ
　　取　　締　　役　　会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　友　裕

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　島　亘　司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＤワークスグループの2021年１月１日から2021年12月31日までの第２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第２期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月18日

株式会社ＡＤワークスグループ　監査等委員会

監査等委員　原　川　民　男　㊞

監査等委員　関　山　　護　㊞

監査等委員　田名網　　尚　㊞

監査等委員　栗　井　佐知子　㊞

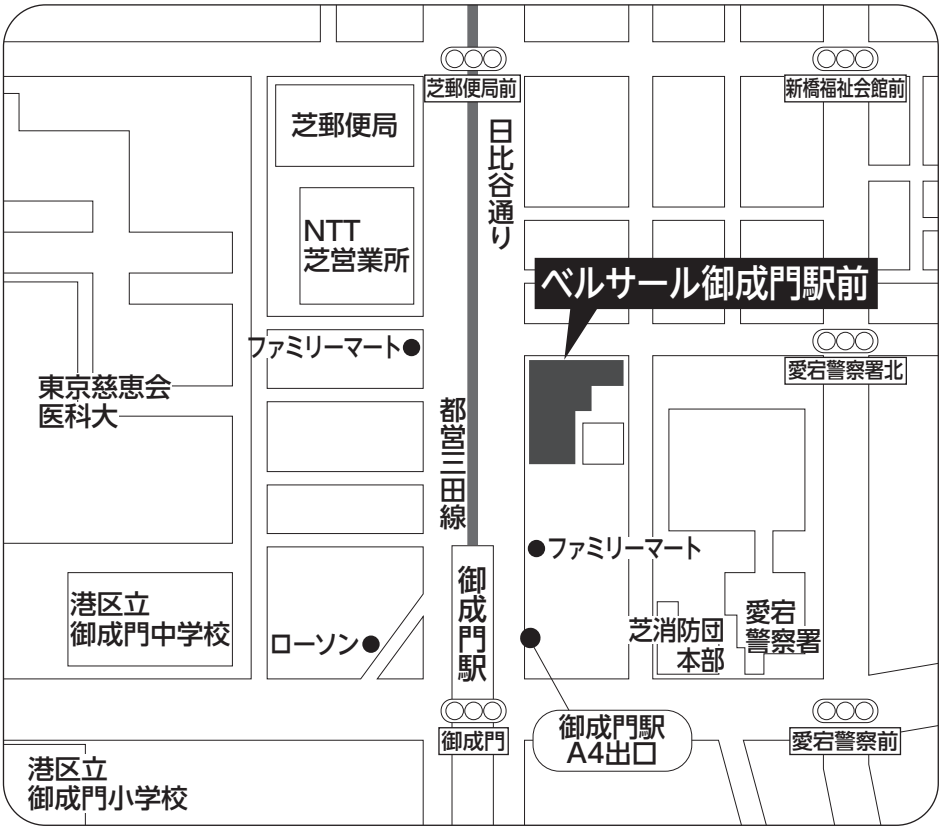
（注）監査等委員４名全員は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場のご案内

会　　場　東京都港区新橋六丁目17番21号
住友不動産御成門駅前ビル１階
ベルサール御成門駅前
電話　03-3578-7072

<ご案内図>



交通機関

地下鉄	御成門駅	都営地下鉄：三田線	徒歩１分 （Ａ４出口から）

UD FONT